

2007年8月9日

公正取引委員会事務総局経済取引局
取引部取引調査室 団体訴訟制度担当 様

特定非営利活動法人
消費者機構日本
住所：東京都千代田区六番町15
プラザエフ6階
電話：03-5212-3066
FAX：03-5216-6077
電子メール webmaster@coj.gr.jp
(担当者 磯辺)

団体訴訟制度に関する研究会報告書に対する意見

1. 本研究会報告書で提唱されている景品表示法への消費者団体訴訟制度の導入を下記の理由から支持します。

- (1) 優良誤認、有利誤認を生む不当な広告・表示は、日常生活で散見されるほど、多数あります。公正取引委員会では、その是正の取り組みを強めていますが、全体の件数から考えるとごく一部への対処にとどまらざるをえません。このような状況において、消費者団体に景品表示法違反行為に対する差止請求訴訟を提起する権利を認めることにより、少しでも多くの不当な広告・表示の是正が可能となります。
- (2) 景表法に消費者団体訴訟制度を導入するにあたり、消費者団体の適格要件等、消費者契約法に導入された消費者団体訴訟制度を基本的に踏襲することについては、制度検討を早期にすすめる観点からも、不必要な制度間の差異を設けず制度運用を効率的に行う観点からも歓迎します。

2. 今後の消費者団体訴訟制度検討にあたり、以下の点を要望します。

(1) 適格消費者団体の認定・更新について

消費者契約法、景品表示法ならびに特定商取引法において差止請求権を行使できる適格消費者団体を認定・更新する制度については、法横断的に一本化されることが、本来の姿であると考えます。少なくとも、消費者契約法において適格消費者団体として認定・更新された組織に関しては、景品表示法ならびに特定商取引法においても、特段の手続きなく認定・更新される制度とすることを要望します。

<理由>

- ・ 消費者契約法に定められた適格消費者団体の要件は、消費者の利益擁護のために法律行為を行える組織という観点から、総合的な内容となっています。そのため、消費者契約法において、消費者機構日本の認定申請時に提出した書類は16種で、その総ページ数は約1300ページに及びました。景表法ならびに特商法において、あらたな適格要件を設定する必要性はな

いものと考えられます。故に、個別法ごとに適格認定・更新を行わなければならない必要性はないと考えます。

- ・ 同じような認定、更新要件にもかかわらず、個別法毎に膨大な申請書類の提出を求め、それを各行政機関が読み込み、適格消費者団体の事務所訪問などを別々に行い、別々に認定、更新の審査を行うような仕組みは、行政コストの無駄といえます。
- ・ 消費者団体からすれば、認定・更新の申請にかかる事務負担は大きく、申請準備の時期は、情報収集や問題事案検討などの通常業務に支障をきたすほどであり、上記の様に必要性が薄いにもかかわらず、個別法毎に、同じような負担を課せられることは容認できません。

(2) 差止の対象について

本研究報告書では、景品表示法の表示規制に限って差止の対象とする方向性が示されています。

さらに、独占禁止法に定められた不公正な取引方法のうち特に、再販売価格の拘束、差別対価、取引条件等の差別取扱い、ぎまんの顧客誘引、抱き合わせ販売、拘束条件付取引、の6つの類型については、消費者が被害を受けるケースもあり、差止請求の対象とする必要性が大きいと考えますので、引き続き検討を求めます。

なお、独占・寡占、カルテル・入札談合、企業結合・集中などに関しては、結果的に消費者利益を害する場合もあると考えますが、立件可能性などを考慮し、差止請求の対象とする必要性はないと考えます。しかし将来的に損害賠償請求制度が検討される際には、少額多数被害の回復の趣旨で、その対象となりうるかどうか検討が必要です。

(3) 立証責任の軽減

景品表示法では、4条2項に、事業者が合理的根拠を示す資料を提出しなければ、優良誤認に該当する表示とみなす旨の規定があります。公正取引委員会さえ、本規定がなければ、立証が困難な事案があるわけです。適格消費者団体について、同様のみなし規定を入れることには無理がありますが、差止請求を行った場合に、立証責任が軽減される何らかの措置が必要であると考えます。

(4) 適格消費者団体への情報提供

消費者契約法40条と同じく、適格消費者団体からの情報提供要請に応じて、公正取引委員会が有する、当該事業者の広告・表示に関連する情報を適格消費者団体に対して提供できるようにしてください。

(5) 公正取引委員会と適格消費者団体との連携

問題を有する事案は多数あり、公正取引委員会と適格消費者団体が連携し、より多くの事案に対応することが肝要であると考えます。任意の取り組みとして、適格消費者団体が、必要に応じて、申入れを検討している事案について公正取引委員会への情報提供を行い、個別協議を行なうなどの対応が望ましいと考えます。

以上